

名古屋市告示第83号

環境影響評価方法書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第9条第1項の規定に基づき、事業者から（仮称）千種駅前計画に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出がありましたので、同条例第10条の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この方法書及びその内容を要約した書類（以下「方法書要約書」という。）の写しを公衆の縦覧に供します。

令和8年3月3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
積水ハウス株式会社
代表取締役 仲井 嘉浩
大阪市北区大淀中一丁目1番88号
- 2 対象事業の名称及び種類
（仮称）千種駅前計画
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市東区葵三丁目1501番 他
- 4 方法書の提出年月日
令和8年2月20日（金）
- 5 方法書及び方法書要約書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市千種区星が丘山手103番地

千種区役所

ウ 名古屋市東区筒井一丁目7番74号

東区役所

エ 名古屋市中区栄四丁目1番8号

中区役所

オ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

カ 名古屋市千種区振甫町3丁目34番地

名古屋市千種生涯学習センター (以下「千種生涯学習センター」という。)

(2) 縦覧期間

令和8年3月3日(火)から同年4月1日(水)まで。ただし、地域環境対策課、千種区役所、東区役所及び中区役所にあつては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)を、環境学習センターにあつては月曜日を、千種生涯学習センターにあつては3月11日(水)及び同月23日(月)を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、千種区役所、東区役所及び中区役所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

ウ 千種生涯学習センター

午前9時00分から午後9時00分まで(ただし、日曜日及び祝日法による休日にあつては午後5時00分まで)

6 環境の保全の見地からの意見の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当

該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和 8 年 4 月 16 日（木）

(2) 提出先

地域環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電子メールアドレス：asesu-iken@kankyokyo.city.nagoya.lg.jp

(3) 記載事項

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載）

(4) 提出方法

ア 郵送

イ 持参

ウ 電子メール

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課